なって

いない の

か確認する。

の表記がブランド

の正式な英語表記と異

記載されて

い

る日本語の字体、

文章が不自然で

ないか注

サ

)トラブル防止のポイント

合は注意する。の前払いのみ、

支払い

方法がク

レジ

の

銀行口座等

き配達のみなど、

定されて

る

゙゙゙゙゙゙゙゙゙

購入条件にご注意を

ても解約できな

回数の条件があるコースに申 品が届き、解約の連絡をしたところ「申広告から化粧品の定期購入を申し込ん でも6回は購入しないと解約できない」と言われた。 「いつでも解約可能」と書かれているインタ し込んでいるため、 し込んだ。 Fし込み時に購入れだ。3回目の商 ネッ

☑「購入回数が条件になってい ○ トラブル防止のポイント はいくらか」など購入の条件をよく確認する。「購入回数が条件になっていないか」、「支払! 「支払総額

✓最終確認画面をスクリ で保存しておく。 ンショット

連絡が取れるかなどを入念に確認する。☑注文する前に解約方法や返品条件、販 または写真

販売業者と

い定期購入



アカウントの管理にご注意を

子ども

(7)

課金で高額請求



小学生の子どもに「 一度だけ」と、 の 料アイテ で買って ス

(()) トラブル防止のポイント

☑保護者のアカウントで子どもに利用させな

☑利用できる機能に制限をかける「ペアレンタルコン Ļ ル」を利用する。

✓ クレジット 力 の引き落とし や課金状況に注意する。

不自然な文章にご注意を

そ の通販サ です か

品が大幅に値下 の不正利用も判明 れて 公式通販サ され たので、 ド決済で注文 ばら しても い商



悪質商法や、事業者との取引・契約に関するトラブルは、 「消費生活センター」にご相談ください。 専門的な知識を持った消費生活相談員が、聞き取りや契約 書などから問題点を整理し、事業者との自主交渉の方法 などについて、助言します。自主交渉が難しい場合には、 事業者との交渉の手伝い(あっせん)をします。

市消費生活センター

☎(260)5120

午前9時30分~正午・午後1時~4時 (祝日を除く)



インターネットでの 消費者トラブルにご注意を

スマートフォンの普及や電子決済方法の多様化などにより、手軽に商品やサービスを購入できるよ うになった一方で、事業者と消費者との間で起こる契約トラブルは、年々複雑化しています。今回は、 市の消費生活センターに寄せられる相談の傾向から、インターネットを介しての消費者トラブルとそ れを防ぐポイントをご紹介します。トラブルに巻き込まれないために、自身や家族で契約について改 めて考えてみましょう。

間市役所市民相談課市民相談係☎(260)5129 区(260)5177